

大都市圏制度調査専門委員会設置要綱

平成 18 年 3 月 16 日 国土審議会首都圏整備部会決定

平成 18 年 2 月 27 日 国土審議会近畿圏整備部会決定

平成 18 年 2 月 9 日 国土審議会中部圏整備部会決定

(設置)

- 1 国土審議会首都圏整備部会、近畿圏整備部会及び中部圏整備部会（2において「首都圏整備部会等」という。）に各部会共通の大都市圏制度調査専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(任務)

- 2 専門委員会は、社会経済情勢の変化を踏まえた大都市圏制度の在り方について調査審議し、その結果を首都圏整備部会等に報告する。

(招集)

- 3 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の開催)

- 4 専門委員会は、専門委員会委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし、委員長は、やむを得ない理由により専門委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を専門委員会委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

- 5 専門委員会の会議は公開するものとし、その議事録は速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

- 6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(庶務)

- 7 専門委員会の庶務は、国土交通省国土計画局大都市圏計画課において処理する。

(雑則)

- 8 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。